

政令第四十六号

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島西飛行場」の下に「、岩国飛行場」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この政令による改正後の第一条の規定は、平成二十五年三月以後の譲与時期に係る航空機燃料譲与税について適用し、平成二十四年九月までの譲与時期に係る航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

理由

航空機燃料譲与税の譲与に係る公共の飛行場として新たに岩国飛行場を指定する必要があるからである。